



| | |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title | 企業倫理における企業の道徳的責任の問題 : 推論主義に基づく企業の道徳的行為者性の検討 [論文内容及び審査の要旨] |
| Author(s) | 西本, 優樹 |
| Degree Grantor | 北海道大学 |
| Degree Name | 博士(文学) |
| Dissertation Number | 甲第15529号 |
| Issue Date | 2023-03-23 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/89462 |
| Rights(URL) | https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/ |
| Type | doctoral thesis |
| File Information | Yuki_Nishimoto_abstract.pdf, 論文内容の要旨 |



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 西本 優樹

学位論文題名

企業倫理における企業の道徳的責任の問題 —推論主義に基づく企業の道徳的行為者性の検討—

・本論文の観点と方法

「企業にも人間と同様に責任の主体としての道徳的人格を認めることができるのか」という問題は企業倫理における最も古くかつ重要な問題の一つである。これは企業を一つの実体とみなして企業そのものに責任を問うのか、それとも責任を問うるのは個々の経営者や従業員でしかないのかという問題でもある。事故を起こした企業を、何らかの責任の主体として責めたり糾弾したりすることは、企業に何らかの道徳的人格を認めていることの証左である。だが何かを責任の主体である道徳的人格として認めるためには、その何かに何らかの意図を持ちうる能力を帰属させることが必要であり、そのような能力を持つためには意識や志向性が必要であると考えられることが多い。

しかし企業に道徳的行為者性を認めない論者は、企業は意識や志向性を持たないため道徳的人格であるとは言えず、道徳的行為者となることができるのは意識と身体を持つ個々の経営者や従業員だけであると考えている。この問題はそれぞれの立場を支持する論者が立脚する行為の哲学が異なることもあり、調停が困難な問題である。

本論文は言語哲学における推論主義を用いて企業の道徳的行為者性の正当化を試みることで、この問題に答えようとするものである。推論主義とはブランダムらが採用する、語の意味や概念の内容を、推論で使用される役割から説明する意味の使用説の一種である。これは主張を中心とした言語表現の推論的な役割から、文の内容やそこに含まれる真理や指示などの概念を包括的に説明する立場である。西本氏は「理由を与え求めるゲーム」、「義務論的スコアキーピング」といった推論主義で用いられる概念をもとにして企業の行為者性を説明し、事故などの企業倫理についての問題に適用している。

企業の道徳的行為者性を否定する論者はサールの志向性理論を援用しているが、道徳的行為者であるためには心的な意図が必要であるという仮定が正当化されないなら、このような立場を支持する必要はないことになる。一方、このような立場からすれば、機能的特徴さえ示せば心的な要素を考慮しなくてもよいと考えることの正当性を提示する必要がある。本論文は推論主義を用いてそれを試みるものである。

・本論文の内容

本論文の第Ⅰ部では企業の道徳的行為者性の主たる議論が検討され、第Ⅱ部では第Ⅰ部での議論をもとにして、個人責任の問題について検討される。

第Ⅰ部の第1章では、企業の道徳的行為者性の問題の重要性について、企業倫理の歴史や隣接領域との関連も踏まえて確認され、本論文の方法論・射程・貢献について述べられている。ヴェラスキーズ&レンネガード等の企業の道徳的行為者性を否定する論者は、企業の道徳的行為者性という概念は反直観的であり、個人の集まりが実体であり、それに心があるという考えを否定してきた。一方、企業の道徳的行為者性の擁護者は、自らの議論は存在論的に無害なものであるとしている。

第2章では、道徳的責任や関連する責任概念が整理され、「企業に道徳的責任を問う」とはどういうことかが明確にされる。ここでは道徳的責任の分類について説明されて、徳責任、役割責任、能力責任、因果責任について論じられる。さらに(Ⅰ)道徳的に責任があるのは(1)因果責任があり、(2)意図を持つ場合である、(Ⅱ)企業はしばしば(1)(2)を充たす、(Ⅲ)よって企業はしばしば道徳的

に責任がある、という論証について確認される。さらに企業への道徳的責任の帰属を正当化するためには、企業の道徳的な役割責任と、意図的行為の能力の二つが要請されることが確認される。

第3章からは、企業の道徳的行為者性をめぐる議論が検討される。ビジネスの実践で道徳規範は参照されないのだから、企業は道徳的行為者ではあり得ないとする議論が検討され、それに反論することにより、ビジネスでも参照される道徳規範のあることが示される。特に企業の役割責任に道徳的なものが含まれるのかが論じられ、他者に危害を与えないこと、他者を欺いたり不正を働かないことといった、最小限の道徳規範はビジネスに含まれると論じられる。

第4章では、企業の行為能力の問題が論じられ、企業の個人への還元不可能性、法人格の実在性、企業の志向性に訴える議論について検討されて、いずれも企業の道徳的行為者性を正当化するには至らないことが示される。

第5章からは、レンネガード&ヴェラスキーズの心理主義による議論に反論するために、ブランドムの推論主義が導入され、企業が意図的な行為者と言えることが示される。推論主義の支持者には、志向的状态を心的状態ではなく言語使用から理解すべきと主張することで、心理主義を否定する者もある。本章では推論主義による志向的状态の理解と、サールの心理主義による理解を比較することにより、企業活動の道徳的責任が問題である場合には、推論主義による言語論的な志向的状态の理解の方が適切だと主張される。その上で、推論主義から見る場合の企業の意図的行為の問題について論じられ、身体の有無の問題に答えることで、企業が意図的な行為者であることが示される。

第6章では、企業の能力責任に対して提起される他の批判、つまり企業は自律性（二階の志向的状态）・知識・感情を持たないとする批判に対する反論が試みられる。そして企業は自律性・知識を持つことができると主張され、ビジネスの活動を論じる際には、感情の有無に訴えることが適切ではないとされる。

第II部では、第I部の議論を踏まえて個人責任の問題が扱われる。第7章と第8章では、推論主義による企業の道徳的行為者性の正当化を踏まえて、企業に道徳的責任が帰属される場合の、経営者等の個人の道徳的責任の所在について検討されている。

まず第7章では、企業活動と企業の道徳的責任が共同行為論の視点から検討される。本章では複数行為者が共同で行為する場合の行為の意図の分析を通じて、集団それ自体が意図を持ちうるか、さらに集団それ自体の道徳的責任という考えを支持しうるかが検討される。そして複数の経営者や従業員が共同で行う意思決定や行為について分析される。本章では共同行為論の代表的な論者であるギルバートとブラットマンの議論が取り上げられる。ギルバートは、各行為者が共通の目的を実現することを意図するよう共同でコミットする場合に、共同行為の意図が成立すると主張し、その主体は集団それ自体であり、共同行為の道徳的責任は、集団それ自体に帰属されるとする。他方、ブラットマンは、計画意図の理論を共同行為に拡張することで、共同行為を個人の計画意図の組み合わせとして分析し、共同行為の意図は個人の計画意図の組み合わせに還元できるとする。

第8章では個人責任と企業責任の関係が検討され、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」ような場合の個人責任について検討される。そしてリスト&ペティットの共同行為論が参照され、このような実践的コミットメントを承認する場面が形式的に特定可能であるとされる。そしてこの理論を用いて、チャレンジャー号爆発事故のケースについて分析される。これによって企業の道徳的行為者性の議論から、問題ある企業活動で、企業と個人の道徳的責任はどのように分配されるかが示される。